



令和 4 年 9 月 2 日
観 光 庁

添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの受入開始に伴う 「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」の改訂について

9月7日より添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの受入れを開始することに伴い、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」を改訂しました。

- 本ガイドラインは、本年6月10日より受入れを開始した添乗員付きパッケージツアーの実施にあたり、感染拡大防止のために留意すべき事項や、陽性者発生時を含む緊急時の対応に関し、ツアーの造成から終了に至るまでの各段階で、旅行業者、旅行サービス手配業者、添乗員、宿泊事業者等の観光関係者が取るべき対応について整理したものです。
- 今般、9月7日より添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの受入れを開始することに伴い、本ガイドラインを改訂しました。
- 旅行業者をはじめとする観光関係者においては、本ガイドラインの内容を十分理解し、遵守していただくよう、お願いいたします。
- 詳細は、別紙のガイドライン（9月2日改訂版）をご参照ください。

※外国人観光客の受入れの概要等については、下記観光庁HPをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html

別紙1

ガイドライン本文（9月2日改訂版）

別紙2

ガイドライン骨子（9月2日改訂版）

【問い合わせ先】

観光庁 国際観光部 国際観光課

代表：03-5253-8111（内線 27446、27419、27407、27414 ※英語対応は 27429）

FAX：03-5253-1563